

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に對する贈与に關する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H29.116 ハノイで (同日)	日本側 ベトナム大使 ベトナム公安副大臣 ゾオン・クオン	H29.127 35号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	水に關連する災害管理情報システムを用いた緊急のガムの運用及び効果的な洪水管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,844,000千円 H34.4.30まで	H29.6.6 東京で (同日)	日本側 ベトナム大使 ゾオン・クオン駐日大使	H29.6.16 213号
ベトナム	人材育成奨学計画の間の贈与に關する日本国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	741,000千円 H36.12.31まで	H29.6.6 東京で (同日)	日本側 ベトナム大使 ゾオン・クオン駐日大使	H29.6.16 214号
ベトナム	人材育成奨学計画(三年型)の間の贈与に關する日本国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画(三年型)を実施するために必要な役務の購入	343,000千円 H35.12.31まで	H29.6.6 東京で (同日)	日本側 ベトナム大使 ゾオン・クオン駐日大使	H29.6.16 215号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。